

御船町農業委員会会議録

令和2年4月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

令和2年4月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年4月10日(金) 13時30分～14時45分
2. 場 所 御船町役場 第二分庁舎大会議室

3. 農業委員（14名）

会 長	1 番	富田	早苗		
会長職務代理者	2 番	荒木	義一		
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番 藤本 隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番 田端 幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番 芥川 誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番 藤岡 雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番 山本富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番 竹崎 幸雄
欠席者	11 番	芥川	誠		
最適化推進委員	新型コロナウイルス流行のため全委員				欠席

4. 議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 5 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第18条について
- 7 議案第22号 令和元年度農業委員会事業実績報告及び令和2年度事業計画（案）について
- 8 報告第11号 非農地通知発行について
- 9 報告第12号 「耕作証明書」発行について

5. 農業委員会事務局職員

課 長	井上	辰弥
係 長	緒方	弘和
主 事	吉澤	輝

1 開会

事務局

皆さん、こんにちは。定刻より早いですが皆さんお集まりですので、始めさせていただきます。

審議に入ります前に、総会の成立宣言をいたします。本日は、11 番芥川委員から欠席の連絡をうけております。欠席者 1 名ということで、御船町農業委員会規則第 6 条により過半数以上の出席をいただいておりますので、この総会が成立いたしますことを宣言いたします。

また、本日は新型コロナウイルス対策のため、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、本日は同席をいただいておりますことを申し添えます。それと、4 月 1 日付けで農業委員会の事務補助ということで、会計年度任用職員の里山さんがこられましたので、ご紹介申し上げます。

それではただいまより、4 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条に基づき富田会長よろしく願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは。先ほど事務局からありましたように、今日は年度替わりの 1 回目ではありますが、新型コロナウイルス感染対策ということで、推進委員さんには手当てをもらって、帰っていただきました。そして、今日は皆さん間隔をあけていますけれども、これも今流行のソーシャルディスタンスというものです。うちが授受しないと、もし誰か出た場合に努力を怠っていたと言われかねませんので、こういうかたちをとらせていただいております。御船、地元にもでましたので、そのあとはどうなっているか全然わからない状態ですが、今日も南区のほうででたということで、東京のほうでは 100 オーバー、まだまだこれからが本番ではないかと思っております。皆さんも極力注意をしていただきたいと思います。

議長

それでは、今日の議事録署名委員を指名いたします。2 番 荒木委員 3 番 野田委員、宜しく願いいたします。

それでは、議事にはいってまいります。議案第 19 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書の 1 ページをご覧ください。

議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 2 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早苗。

議案書の 2 ページをご覧ください。今回は、3 条申請がありませんでしたので、4 条申請からです。

申請番号①

土地の所在地：大字〇〇〇 字〇 △番 地目：田 面積△m²

申請者の住所・氏名：大字〇〇〇 △番地 〇〇〇〇

転用目的：植林

理由：4 条県許可

議長 はい、これは 12 番藤岡委員の担当ですので、説明をお願いいたします。

12 番 はい、では資料の 6 ページです。3 月 30 日に、池田委員、事務局と申請者の〇〇氏と現地を確認いたしました。〇〇〇の〇団地の奥のところになります。申請地は、生産性の低い第 2 種農地です。平成 3 年から、耕作をしておらず、農業用機械を保有していないこと、後継者がいないこと、それらのことから、農地として管理することが難しい、また 4 ページの後ろはため池があって、傾斜地のところになります。そのため、耕作に不便であるため、植林し山林として管理するために今回の申請となっております。5 ページ 6 ページをご覧ください。5 ページが、植林の計画図です。本来は、許可後に植林しなければならないところですが、植林の時期が 2 月頃がよいということで、6 ページの始末書がつけられております。2 ページにもどってください。転用面積が△m²。こちらの一般基準に該当する箇所については、特に問題ないと判断いたします。以上のことから、総合判断として、許可相当と判断致しますので、ご審議をお願いいたします。

議長 はい。ありがとうございます。もったいないですよ。誰か、作る人はいらっしゃらなかったんですかね。

7 番 機械が入らない。

議長 はい、それでは藤岡委員の説明に許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。

続きまして、議案第 20 号を提案いたします。事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

令和 2 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗

4 ページをお願いします。今回は、4 件 6 筆の申請があがってお

ります。読み上げる前に、1箇所訂正がございます。申請番号①のところでは、1行目・2行目、理由の欄になります。1行目のところが、こちら親子間の土地の貸し借りになりますので、5条の使用貸借権設定。2行目が農地を売買されて家を建てられるという申請なので、5条所有権移転。1行目と2行目の理由が入れ替わっておりますので、修正をお願いします。失礼いたしました。申請番号①

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △番地 地目：畑 面積△m²
貸人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
借人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
転用目的：個人住宅
理由：5条使用貸借権設定（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △番地 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
譲受人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
転用目的：個人住宅
理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号②

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △番地 地目：雑種地（現況：畑） 面積 △m²
譲渡人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
譲受人の住所・氏名： 〇〇市〇〇区〇〇 △番地 〇〇〇〇
転用目的：駐車場、資材置場
理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号③

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △番地 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名： 〇〇県〇〇市〇〇 △番地 〇〇〇〇
譲受人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
転用目的：個人住宅
理由：5条所有権移転（県許可）

申請番号④

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △番地 地目：畑 面積△m²
譲渡人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
譲受人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇
転用目的：農業用倉庫
理由：5条所有権移転（県許可）

土地の所在地：大字〇〇 字〇〇 △番地 地目：畑 面積△㎡

譲渡人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇

譲受人の住所・氏名： 大字〇〇 △番地 〇〇〇〇

転用目的：農業用倉庫

理由：5条所有権移転（県許可）

議長 はい、ありがとうございます。それでは、申請番号①番から、担当者の説明をお願いいたします。

4番 はい、先月30日に事務局と川地推進委員と現地を確認いたしました。場所から申しあげます。11ページを開いてください。役場から△Kmほど離れた所で、〇〇小学校の正門から高速側に向かっていって、高速を超えたところの次の右側になります。ちょうど宅地と道の間には挟まれた、生産性の低い農地になります。9ページに戻っていただいて、区分につきましては2種農地になります。面積につきましては、△㎡と△㎡とあわせて△㎡となります。△㎡は、おそらく高速道路が通った時に残った残地ではないかなと思うんですけども、土地の奥のほうになります。今回、所有権移転ということであわせて申請ができています。現在アパートに住まれている、子どもの成長とともに手狭になったということで、今回の申請にいたっております。生活排水につきましては、合併浄化槽を使って側溝に流す。雨水につきましても、溜桝をつけて側溝に流すということで、排水同意書もとっていただいております。一般基準につきましては、1から10まで適当と思われれます。総合判断といたしまして、許可相当と思いますので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長 はい。ありがとうございます。それでは、西橋委員の説明にご質問・ご意見はございませんか。ないようでしたら、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして申請番号②番、担当の藤本委員お願いいたします。

9番 はい。場所の説明をいたします。〇〇の〇〇〇になります。〇〇の団地がありますけれども、その通りからちょっと奥になります。私と坂本推進委員と事務局と現地のほうを確認に行きました。20ページを開けてください。写真が載せてありますけれども、今回申請地は雑種地ですけれども、農地というか家庭菜園農地として利用されていたということで、今回5条申請があがっております。ここで、ちょっと狭いですがけれども、家庭菜園と趣味で陶芸ですかね、人間の形をした彫刻みたいなものをこの簡易な小

屋で作られているということで、建物が建っておりましたので、始末書のほうを今回出されておられます。15 ページに戻ってください。雑種地ですけれども、農地の区分といたしまして第2種農地となっております。転用面積は、△㎡です。目的は、先ほど説明しましたけれども、趣味で彫刻をされておられますので、5条申請になったということです。一般基準といたしまして、該当するところは適当と判断しております。総合判断として、許可相当と判断しております。よろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございます。事務局にちょっとお尋ねです。地目が雑種地ならば、べつにあげないでいいのではないか。どんなに現況が畑であっても。

事務局

はい、お答えします。たしかに、今、会長が言われたように地目が雑種地や宅地の場合、農業委員会の許可を得なくても法務局等で登記等の手続きはできます。ただ、今回相談が農業委員会のほうにありまして、事務局で確認しましたら、御船町の税金の関係もあるんですけど、税金が農地として課税してありました。ということは、地目が雑種地で税金は固定資産税が農地という場合は、全部現況課税をします。地目が雑種地であっても、現況が農地であれば、固定資産の評価は農地になります。そういう経緯からいくと、おそらくこの所有者が現況は農地だからということで、税務課に何年か前に申し出をされて、税務課が「じゃあ、農地ですね。」と認めて、税金が安くなっている状況だったと思います。そのようななかで、今回私達が確認をしたときに、税金が農地という扱いになっていけば、現況も農地。農地法も、現況主義ですので、現況が農地であればこの農業委員会の許可が必要になりますので、農業委員会に申請をしてくださいというお話をしております。で、倉庫が建っております。それと、実際、家庭菜園。これはですね、非常に難しい話なんですけれども、家庭菜園というのは農地ではない、宅地の一部だということになります。ただ、税務課が農地として認めたということは、おそらく税務課が現地を見たとき、倉庫は建っていなかった。これは想像の世界なんですけれども、この家庭菜園的な農地として、管理されていた時があった。そしてその後に、倉庫を無断で建てられた。ということで、今回違反転用になりますということで、始末書をつけて申請をしていただいているところです。時を追って、想像しながらの判断になりますので、難しい部分はあるんですけども、一応申請者のほうに「そういう内容で間違いないですか。」ということ

- で確認しましたら「おそらくそうだと思います。」という回答でしたので、今回、この5条申請を提出してあるということです。なんか、あいまいよね。雑種地だけど、現況は農地って。
- 議 長
事務局
議 長
9 番
議 長
事務局
9 番
議 長
事務局
9 番
議 長
- そうですね。
- 税務課も雑種地としといたほうが、税金も高くとられるから、税務課にとってもプラスなのに、なんでわざわざ農地としたんだろう。
- 以前もあったんですよ。〇〇の公営災害住宅ですか。そのところも、現況は畑だけど一部が宅地というところが。その時にもこの農業委員会に確か申請が。
- まあそんなのは、昔、何十年も前に建っているところは、農地を宅地にして知らないうちに建っていた。よくそんなのは、地目変更で今までも何回もあがってくる。
- よく熊本地震後にですね、自宅を解体して違う所に建て直して、元のところが更地のままだと税金だけ高く取られてしまうということで、税金をできるだけ払わないですむために、元宅地だったけども、登記簿上、地目宅地です。でもそこに、畑の形状をとって、法務局に申請して地目をかえることが1番なんですけれども、仮にそこまでしなくても、町の税務課が現況課税ですので、税務課のほうに申請してここ畑ですよということで、税金を宅地から畑に変えることができます。今回も、おそらく何年か前にそういう手続きをされていたんじゃないかというところですよ。
- たぶん、地籍調査の時になったんじゃないんですか。
- だから、地籍の時に、その時は畑じゃなくて、現況で雑種地ということで、ならそれでおしましようということになってるとよ。それとこの掘建小屋も、建物になるのか。基礎とか全然ない、ただ建っているだけの小屋だからノーマークではないのか。
- そうですね。たとえばここで、写真の上の段の家庭菜園、これだけでみると家庭菜園を管理する倉庫としてぎりぎりOKかなと思われるんですけども、藤本委員も見られたように、ここには木彫りの人形など農業とは関係のないものが中に入っていましたので、一応、許可を受ける前に建ててしまった、設置したということで、基礎がどうこうというよりも、農地としてつかっていないという判断でこの始末書をつけていただいております。
- 借りてる人は、今度買いなはるということですよ。5条申請だから。
- それはそうだろうね。

じゃあ、さっき事務局の説明のなかにあったけど、家が建って違う所に家を建てたから、もと建っていた家はといた。基礎は剥いでしまった。そのあとはトラクターで何回かうって、現状は畑のようなものになっている。そんなのは税務課でいうなら、変えられる。

事務局
議長
事務局

そうですね。税金は、安くなります。

税金は、安くなるだろうね。宅地から畑、農地になるなら。

無条件で変わるのは、法務局に地目変更の申請をすれば、法務局から税務課に届きますので、それで課税地目は変わります。ただ、現況というのは私たちもそうですが、税務課の職員も御船町内を見て回っているわけではないので、そういうところは「畑にしたよ。」という時点で申し出して、現地確認して、畑と認定されれば、地目は変わらなくても課税上の地目は畑に変えられるということです。

議長

なんで聞いたかという、ちょうど2~3日前にタイムリーにそういう話をしたので。だから、「変えればいいじゃないですか。」と私は言ったんだけど、「高くなって、どうにもならないので兄弟で分けた。」と言われてた。

他に質問・ご意見はございませんか。

はい。それではないようですので、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

はい。ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、申請番号③番。芥川委員は、お休みですので、事務局よりお願いします。

事務局

はい。芥川委員欠席のため、事務局が代理で説明いたします。

3月27日に、芥川委員、推進委員の山本さん、事務局で現地確認をおこないました。説明資料の24ページの地図をご覧ください。申請地は、県道〇〇線沿いの農地になります。〇〇の〇〇公民館から、△mくらい行った先になります。配置図と現況写真が25ページ、26ページにのせてあります。申請者は、熊本地震により借りていた住居が居住不能となり、再建先を探しておりました。親の介護も必要なことから、実家に近い申請地に住宅を建築することとなりました。説明資料の22ページを、開いてください。農地の区分は、第2種農地になります。面積は△m²で、転用目的は個人住宅です。排水同意書、隣接農地の同意書もとられており、一般基準の1から10において該当する箇所は適当と判断いたします。以上のようなことから、総合判断として許可相当と

議 長
13 番
議 長
事務局

判断いたします。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
はい、ありがとうございました。

これは、なにか建っていたのか。

畑ね。なんか建っていたのではないのか。

26 ページの写真をご覧くださいとわかるんですけども、今回の Δm^2 の申請地は、26 ページの写真の奥のほうになります。ちょうど、緑に地面が写っているところですね。その手前側、ちょっとブロック塀が崩れているところ、ここは、今回の譲渡人の〇〇さんの自宅が昔あったそうです。地震とは関係なく解体されて、更地になっている状況で、今回〇〇さんが住宅の再建の土地を探していた時に、〇〇さんと売買の合意にいたった。それで、この農地と宅地があった部分も含めて、売買されております。この2筆を合わせて敷地として利用される予定なんですけれども、26 ページの下の写真でいくとちょっと奥のほうですね、点線よりも奥の狭いところなんですけれども、こっちが山の斜面ということで急傾斜で危険地域に指定されておりますので、宅地として利用することはできても、建物とかは建てられない。ということで、この右側の農地の部分に家を建てるという申請になっております。実際、しっかりしたブロック塀があって、宅地としてすでに使っていたのかなあというような雰囲気もあるんですけども、実際、数年前まで畑として管理されて、今はもう草切り程度しかされていないような状況でした。以上です。

議 長

はい。他にご質問はございませんか。

それでは、許可相当と思われる方の挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。
続きまして、申請番号④番。担当の大西委員をお願いします。

6 番

はい。3月30日、事務局と清村推進委員と私の3名で、現地確認を行いました。場所の説明をします。30 ページをお開きください。△号線を〇〇町方面に進み、〇〇トンネルから Δm 位行った〇〇部落の、道路右側にある畑です。現地は、農振地区内の農地ですが、畑の形がなくなり、33 ページの写真のようになっておまして、32 ページの始末書を提出されております。次に、29 ページをご覧ください。事業面積は Δm^2 です。事業目的は、事業拡大で手狭になり、作物の貯蔵施設、作業場、資材置場が必要になったため、31 ページのように配置計画です。雨水は自然地下浸透で、排水同意書をとってありました。一般基準の1から10において、該当する箇所は適当と判断します。以上のような

ことから、総合判断として許可相当と判断いたします。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい。ありがとうございました。

これは、地震で畑ではなくなったんですか。いろいろ、建ってしまってる。

6 番

林業をされているので、自分でひらいてしまわれたらしいですね。

議 長

自分で、泥をとられたんですか。なんでもないので。

6 番

なので、今度の計画の前倒しみたいにして、自分で作り始めていた。

議 長

見切り発車もよいところではないですか。

2 番

それは、前回確認しに行ったところですか。

6 番

はい、そうです。

2 番

あの人は、林業・農業しよらすと。

6 番

はい。林業もいっしょにされているので、自分で重機も運転してひらいてしまったらしいんですね。

議 長

33 ページの下の写真の左側も、農地だったんですか。道挟んで反対側。ユンボとか置いてある。

6 番

上のほうですか。下のほうは今ひらいて、そこに作られる。

議 長

ここも農地だったんですか。

6 番

はい。だから両方ですね。道、両方にかかっている。

議 長

えらく、段取りがいいことで。

はい、ご質問はございませんでしょうか。

それでは、許可相当と思われた方の挙手をお願いいたします。

はい。ありがとうございます。全員賛成で、許可といたします。続きまして、議案第 21 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案書 5 ページをお願いします。

議案第 21 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。

令和 2 年 4 月 10 日提出。御船町農業委員長 富田早苗。

次のページに新規分の利用権設定等状況一覧表、7 ページに再設定分の利用権設定等状況一覧表が掲載されております。合計値を読み上げます。新規分については、8 件、田△㎡。計の△㎡です。再設定分につきましては、4 件、田△㎡、普通畑△㎡、合計△㎡です。

議案書の 8 ページをお願いします。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利

用集積計画を定める。

令和2年4月10日提出。上益城郡御船町。

令和2年第4回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分、右側に本年度累計です。合計値を読み上げます。

田△㎡、内再設定△㎡。畑△㎡、再設定△㎡、合計の△㎡、再設定が△㎡です。本年累計です。田△㎡、内再設定△㎡です。畑が△㎡、内再設定△㎡です。合計の△㎡です。内再設定が△㎡です。農業公社を通した売買がありましたので、所有権移転が、田の△㎡、計の△㎡です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

それでは、今の事務局の説明を承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。

10番

7ページの利用権設定等状況の1番上の分ですが、ここの活動状況と現地の状況は、今どうですか。

事務局

はい、事務局からお答えします。今回、1年間の再設定ということで、前回の契約も1年でした。今回が1回目の更新ということであがってきておまして、お手元の総会資料並びに説明資料には細かい筆の明細までは載せてないですけども、申請では作付作物としてそばがあがっております。利用権設定につきましては、正直、事務局も現地確認をおこなっておりません。ですので、基本的な考えかたとしまして、わざわざ貸し借りの届出を出すということは、そこを耕作したい、耕作するという意思があるという前提になると思いますけれども、そのような観点から、現地確認はおこなっておりません。3条の所有権移転等は、不動産業者ではないですけども、転売目的とか農地状況でなければ、農地として買うことができないとか、五反要件とか確認する要件がありますので、現地調査をおこなっておりますけれども、利用権設定につきましては、そのような要件がありませんので、現地のほうが、今何が植わっているかというのは確認ができない状況です。

10番

畑地としてもですよ。耕作放棄地等にならないように、管理をするということを利用権設定のなかには条件としてあるわけ。

事務局

はい。そうですね。耕作放棄地にならないようにという条件はないんですけども、先ほど申したように、当然借りるといふ、借りたいといふ、そこで作るという意思があるということですね、この利用権設定を受け付けておりますので、耕作を荒らすぐらいなら、なにもしないならわざわざ書類を出す必要もないと思いま

すので、事務局としては当然、書類に書いているような内容でしっかり管理がされているものと判断しております。利用権設定につきましては、以前は、一般の会社法人は農地を借りることができなかつたんですけれども、今は法律で改正されて、一般の株式会社、普通の民間の会社でも条件付きの契約を交わした上で、農地を借りることができるとなっておりますので、比較的、その辺が制度上はゆるくなっております。〇〇につきましても、農業生産法人等ではありませんので、一昨年の新規で貸し借りができた際に、解除条件付の契約というのを、別紙でつけていただいています。そこには、当然、耕作ができない、放棄された時点で、所有者に農地を返すというような文言が記載されております。以上です。

10 番 事務局 管理ができているということで、判断していると。

事務局 そうですね。

10 番 事務局 それと、その前に近くの集落を借りたという経緯があるね。

事務局 そうですね。今回の△㎡以外にも借りられていますので。

10 番 事務局 そこも、まだ継続になっているわけ。

事務局 はい、継続です。

議 長 それは、売買防止という目的もあるのですか。

事務局 そうですね。

議 長 一時期は、あの辺はひどかったから。

事務局 〇〇さんは、耕作放棄地を解消して、そこをしっかりと管理していくというような考えで、この利用権設定を結ばれています。実際、このあとちょっとでてきますけれども、昨年の令和元年度の耕作放棄地対策事業等も〇〇さんでされておりまして、荒かしてしまうと非農地申請とか地目が変われば、農地以外の一般の人たちでも、土地を取得できてしまいますので、そういったことを防止するという目的もあるかと思われま。

議 長 耕作放棄地の解消事業もされているのですか。

事務局 はい、そうですね。

10 番 隣の宗教法人が、そこを借りるとか取得するということが不可能なのか。

事務局 はい、そうですね。宗教法人の問題が〇〇〇でありまして、今回の件はその関連になります。この〇〇さんは、自分達で土地を守ろうということで、耕作放棄地をできるだけ減らして、農地の状態にしてその宗教法人等が取得できないように、頑張っておられます。田端委員が言われたように、農地を取得するためには五反

うなものはあまりない、条件さえ満たせば農業委員会の許可等は十分とれます。ただ、メガソーラーという大規模での開発になると、当然面積の要件、そこに本当に必要なのかとか、そういう確認をする機会がでてくるんですけども、実際、先ほどの雑種地の話ではないですが、山林原野にメガソーラーを設置される場合は、農業委員会にはいっさい話もきませんので、私たちが知らない間にメガソーラーができていくということは実際あります。特に、中山間地域は、都市計画区域外ということもあって、町の都市計画法上の届出等も一切不要になりますので、その辺は農業委員会だけでは、規制ができませんので、町として何か届出を出してもらおうような条例等を整備する必要があるのかと思います。以上です。

10 番 メガソーラーにつきましては、固定資産税というのは発生しますか。

事務局 はい。当然、農地、畑の許可をとって設置する場合は、転用許可をとって、おそらくメガソーラー系はその他の雑種地という地目になりますので、雑種地としての宅地とあまりかわらない税金になります。それは当然、税収としては、町はあがります。山林原野も同じですね。農業委員会は通さないですけども、地目変更をして、逆に地目変更をしてなくても、税務課がそういうのを発見すれば現況課税として雑種地として課税、税収に繋げることはできると思います。

10 番 いわゆる土地に対する税のことですね。

事務局 はい、土地です。

10 番 ソーラーを設置したという、そのものについてはあらたな税金は発生しない。

事務局 はい。そうですね。ソーラーというものなので家と違って、建物であれば、固定資産税が土地と建物にかかるのですが、ちょっとした倉庫をおくではないですが、設置物ということで、税のことなので明確な回答はできないんですけども、建物のような課税にはならない。土地に対しての課税になります。

議 長 逆に、田端委員、景観条例みたいなのはないのですか。

10 番 御船町は、まだ整備されていない。

議 長 特に、吉無田とか MTB のコースやキャンプ場を作ったりしているじゃないですか。そういうのは、景観条例とかないのですか。そういうので、しばられるの。

10 番 ない。整備されてないよね、議会においても。

- 事務局 はい、まだできてないです。
- 10 番 ただ、町がいつてるのは、里地里山のほうでどうのこうのという話はよく聞くけれども、さっきの宗教法人の関係でいうならば、里地里山に対しては、ものすごく適正に管理されている。あんなことは、普通のものではできないくらいきれいにされている。なので、逆効果のような気がするのだけれども。
- 議 長 そういふのがあって縛られれば、ソーラーなど乱立はしないような気がしないでもないですが。
- 10 番 吉無田周辺というのは、御船にとって大きな財産だと思うんですよね。特に、農業振興に関してもそうであるし、緑の村観光としても。やっぱり、周辺を適正に今後生かしていくためには、あんまり、いろいろなものが散乱するのは。
- 議 長 似合わないようなのは、あんまり建てないほうがいいですね。
- 10 番 町の方針として、そのあたりはやはり決めていくべきだと思う。そうでないと、土地もいろいろな人が入ってくる。いわゆる、地価としては安いわけですから。その辺は、気をつけておかなければならないのではないかと感じます。そういったのが、宗教法人の進出に入ってきたのでは。
- 議 長 それでは、議案第 22 号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事務局 はい。議案書の 10 ページをお願いいたします。
議案第 22 号 令和元年度農業委員会事業実績報告及び令和 2 年度事業計画（案）について承認を求める。
令和 2 年 4 月 10 日提出 御船町農業委員会
11 ページをお願いします。令和元年度事業経過報告を掲載しております。主なものを、かいつまんで説明いたします。
- 1 農地の有効利用推進としまして、農地、転用農地のパトロールは、通年を通して実施しています。
 - 2 農地の利用集積の推進。農用地利用集積事業の推進。こちらは利用権設定になります。令和元年度利用権設定の申し出が 97 件あっております。続きまして、③です。農地中間管理事業の推進。8 件の農地中間管理事業の活動がっております。④中間管理機構の特例事業の推進。農業公社を通した売買の案件が、5 件あがっております。
 - 5 農業者年金対策の推進。①新制度農業者年金への加入促進。こちら、新規加入が令和元年度はありませんでした。
 - 6 情報活動の推進。③の「全国農業新聞」の普及。購読部数、

令和2年3月31日時点で、74部。新規購読の申込みがありませんでした。

9 農業委員・職員の資質向上。研修会の参加をしております。熊本県農地利用最適化推進大会。8月29日に、県立劇場で開催されております。こちらには載っておりませんが、昨年は9月に大分のほうに農業委員会独自の研修会を実施しております。

11 農地利用状況意向調査。利用状況調査の実施、8月に実施をしております。その結果、③の非農地通知101筆、44,330㎡が非農地として通知をしております。

12 耕作放棄地の解消。①の県の補助事業を1件活用して、畑の4筆10,139㎡の耕作放棄地の解消がなされております。こちら、先ほどちょっと話が出ましたが、田代地区の〇〇の耕作放棄地の解消がなされております。

次の12ページに、今、主なものを読み上げましたが、令和元年度事業実績ということで月別の件数を載せております。農地法の3条。こちらが、19件。昨年、平成30年度が21件でしたので、若干件数が減っております。農地法4条・5条が、合わせて令和元年度73件。平成30年度が56件でしたので、やはり開発等の申請が増えているような傾向にあります。後は、それぞれに目を通させていただきます。

続きまして、13ページをお願いします。令和2年度御船町農業委員会事業基本計画（案）です。こちら、主なものをかいつまんでご説明いたします。

II 事業方針

1 農地法、農業経営基盤強化促進法等の法令業務の適正な推進に必要となる知識修得に努め、農業者の信頼にこたえる。

2 担い手への農地の利用集積の促進や耕作放棄地の発生防止・解消のための指導の強化を図る。

3 農業者年金制度の普及及び加入推進に努める。

こちらは、全国共通の方針になりますけれども、今年度もこの3本柱で計画をして努めたいと思います。

III 事業実施計画

1 農地の有効利用推進

③農地パトロールの実施。こちら、例年どおり通年を通して実施していきたいと思っております。

④耕作放棄地の解消。こちら、農地利用状況調査等を行いな

がら、解消に努めていきたいと思っております。

2 農地の利用集積の推進

農用地利用集積事業の推進。主に、利用権設定の推進に努めるというところ です。

5 農業者年金対策の推進

① 農業者年金未加入者及び女性農業者の加入推進ということで、先ほど令和元年度の実績でもありましたけれども、農業者年金の新規加入者が令和元年度 0 でしたので、最低でも 1 人、1 人といわず 2 人 3 人と加入者を増やすことを目標にしたいと思 います。

6 情報活動の推進

② 「全国農業新聞」の普及拡大ということで、こちらも現在委員さん皆 さん購読をしていただいておりますけれども、それ以外の新規購読とい うのが、昨年あっておりませんので、1 人一部ずつ加入推進に努めれば、プラスで 24 になりますので、そちらもすすめていきたいと考えてお ります。

V 農地利用状況調査

こちらは、例年通り行われる予定です。荒廃農地 A 分類、B 分類の仕 分け及びそれに伴った、中間管理事業の促進と非農地通知の発行を予 定しております。

次の 14 ページに、4 月から 3 月までのスケジュールというかたちで、先 ほど読み上げた計画を掲載しております。一般業務としましては、毎月 の農業委員会の総会。次の農地法関係が 3 条・4 条・5 条の申請受付と 農地利用状況調査。これは暑いなかですけれども 8 月に現地確認を予 定しております。それと、農地の意向調査が 10 月 11 月という予定にな っております。次の農業者年金関係、農業者年金の加入推進が通年とい うことにしております。9 月と 1 月に強化月間ということで設けてお りますので、2 月の総会で対象者リストをお配りしましたけれども、そ ういった方に声をかけたり、加入推進を進めていきたいと考えてお ります。一番下、研修会等。6 月に全国農業委員会 長・事務局長研修が毎年開催されます。このような状況ですので、今 年度開催場所が東京ということで、例年通りの開催があるかどうかま だわかりませんが、一応、計画として 6 月の上旬となっております。

8 月が県農地利用最適化推進大会、こちらは農業委員、推進委員が全 員出席予定となっております。年があけまして 1 月、県

農地利用最適化ブロック別研修会、去年は松橋でありましたけれども、24名の出席を予定しております。1月2月は会長、副会長の研修が例年通り予定されております。以上です。

議長

はい。それでは、元年度の実績、そして2年度の事業計画(案)について承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全員賛成で、承認といたします。続きまして、報告第11号を提案いたします。事務局からお願いいたします。12号までいきましょうか。

事務局

はい。議案書の15ページをお願いします。

報告第11号 農地法の運用について第4(3)の規定に基づき別紙のとおり非農地と判断したので、報告する。

令和2年4月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗
16ページに非農地承認通知一覧表、17ページに非農地否認通知一覧表を掲載しております。非農地と判断したものにつきましては、10筆ありましたので報告いたします。

議案書の18ページをお願いします。

報告第12号 別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

令和2年4月10日提出 御船町農業委員会

19ページに掲載しておりますが、1件の耕作証明書が発行してあります。ご確認をお願いします。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、これで議事は終了です。

上記の顛末を記載し相違なきことを証明するためにここに署名する。

2番

㊟

3番

㊟